

令和6年 第5回 福岡市東区選挙管理委員会

5月20日(月)

【 議 題 】

- 1 議案第10号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第11号 選挙人名簿の登録を行う日について
- 3 議案第12号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 4 議案第13号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

< 次 回 >

委員会 令和6年6月3日(月) 午前10時～

議案第 10 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 828 人 |
| | 内訳 死亡者 | 265 人 |
| | 市外転出者 | 563 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 5 月 20 日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和6年5月20日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2	1	3	10	10	20	12	11	23
2馬出第二	2	1	3	10	5	15	12	6	18
3箱崎第一	1	1	2	5	7	12	6	8	14
4箱崎第二	4	2	6	9	7	16	13	9	22
5箱崎第三	1	3	4	9	7	16	10	10	20
6菅松第一	0	3	3	15	10	25	15	13	28
7菅松第二	3	1	4	17	11	28	20	12	32
8菅松第三	2	3	5	8	13	21	10	16	26
9松島第一	2	1	3	11	9	20	13	10	23
10松島第二	4	3	7	11	3	14	15	6	21
11名島第一	4	6	10	4	7	11	8	13	21
12名島第二	0	5	5	5	8	13	5	13	18
13千早	1	2	3	15	23	38	16	25	41
14千早西	2	3	5	6	7	13	8	10	18
15香陵	0	2	2	1	1	2	1	3	4
16香椎浜	4	7	11	4	5	9	8	12	20
17城浜	2	3	5	0	1	1	2	4	6
18舞松原第一	2	2	4	1	3	4	3	5	8
19舞松原第二	0	1	1	2	4	6	2	5	7
20若宮第一	3	2	5	8	4	12	11	6	17
21若宮第二	1	0	1	3	1	4	4	1	5
22香椎第一	4	3	7	7	7	14	11	10	21
23香椎第二	2	1	3	10	8	18	12	9	21
24香椎下原第一	1	2	3	1	2	3	2	4	6
25香椎下原第二	5	9	14	12	10	22	17	19	36
26香椎東第一	0	2	2	6	5	11	6	7	13
27香椎東第二	4	3	7	2	2	4	6	5	11
28香住ヶ丘第一	2	8	10	9	12	21	11	20	31
29香住ヶ丘第二	3	1	4	6	2	8	9	3	12
30和白第一	1	1	2	7	9	16	8	10	18
31和白第二	3	3	6	5	6	11	8	9	17
32三苦	7	5	12	7	11	18	14	16	30
33奈多第一	7	4	11	3	4	7	10	8	18
34奈多第二	1	0	1	0	2	2	1	2	3
35美和台第一	6	6	12	3	0	3	9	6	15
36美和台第二	2	4	6	12	17	29	14	21	35
37和白東第一	0	4	4	1	2	3	1	6	7
38和白東第二	4	1	5	5	6	11	9	7	16
39西戸崎第一	4	4	8	5	1	6	9	5	14
40西戸崎第二	2	2	4	0	0	0	2	2	4
41志賀第一	0	3	3	0	0	0	0	3	3
42志賀第二	0	2	2	0	0	0	0	2	2
43志賀第三	0	2	2	0	0	0	0	2	2
44照葉第一	0	0	0	0	2	2	0	2	2
45照葉第二	1	2	3	6	6	12	7	8	15
46多々良第一	8	7	15	17	8	25	25	15	40
47多々良第二	6	2	8	4	1	5	10	3	13
48八田	5	5	10	2	0	2	7	5	12
49青葉第一	2	1	3	4	2	6	6	3	9
50青葉第二	3	3	6	2	2	4	5	5	10
合計	123	142	265	290	273	563	413	415	828

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年4月19日現在登録者数			令和6年5月20日消			移			替			令和6年5月20日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計
							男	女	計	男	女	計			
1馬出第一	2,725	3,053	5,778	12	11	23	16	24	40	16	20	36	2,713	3,038	5,751
2馬出第二	2,182	2,290	4,472	12	6	18	11	6	17	5	8	13	2,164	2,286	4,450
3箱崎第一	2,669	3,068	5,737	6	8	14	8	15	23	15	10	25	2,670	3,055	5,725
4箱崎第二	3,091	3,036	6,127	13	9	22	13	7	20	13	13	26	3,078	3,033	6,111
5箱崎第三	2,791	3,240	6,031	10	10	20	14	15	29	14	9	23	2,781	3,224	6,005
6筥松第一	3,047	2,790	5,837	15	13	28	16	20	36	16	15	31	3,032	2,772	5,804
7筥松第二	3,793	3,844	7,637	20	12	32	19	12	31	19	20	39	3,773	3,840	7,613
8筥松第三	3,172	2,854	6,026	10	16	26	12	9	21	6	17	23	3,156	2,846	6,002
9松島第一	3,001	2,529	5,530	13	10	23	8	7	15	10	5	15	2,990	2,517	5,507
10松島第二	3,239	3,278	6,517	15	6	21	3	10	13	12	7	19	3,233	3,269	6,502
11名島第一	4,533	4,969	9,502	8	13	21	17	17	34	10	9	19	4,518	4,948	9,466
12名島第二	1,906	2,084	3,990	5	13	18	7	6	13	11	13	24	1,905	2,078	3,983
13千早	4,626	5,978	10,604	16	25	41	15	27	42	13	26	39	4,608	5,952	10,560
14千早西	2,505	2,914	5,419	8	10	18	9	9	18	15	23	38	2,503	2,918	5,421
15香陵	2,218	2,679	4,897	1	3	4	1	1	2	7	6	13	2,223	2,681	4,904
16香椎浜	2,650	3,512	6,162	8	12	20	5	3	8	7	14	21	2,644	3,511	6,155
17城浜	1,029	1,495	2,524	2	4	6	3	3	6	3	2	5	1,027	1,490	2,517
18舞松原第一	1,762	2,013	3,775	3	5	8	6	4	10	5	9	14	1,758	2,013	3,771
19舞松原第二	2,160	2,576	4,736	2	5	7	7	12	19	8	11	19	2,159	2,570	4,729
20若宮第一	2,414	2,674	5,088	11	6	17	4	11	15	8	11	19	2,407	2,668	5,075
21若宮第二	1,427	1,492	2,919	4	1	5	2	3	5	1	3	4	1,422	1,491	2,913
22香椎第一	2,817	3,095	5,912	11	10	21	16	13	29	10	10	20	2,800	3,082	5,882
23香椎第二	2,338	2,714	5,052	12	9	21	5	19	24	19	14	33	2,340	2,700	5,040
24香椎下原第一	1,621	1,627	3,248	2	4	6	6	9	15	2	4	6	1,615	1,618	3,233
25香椎下原第二	4,587	4,161	8,748	17	19	36	20	18	38	14	13	27	4,564	4,137	8,701
26香椎東第一	2,935	3,186	6,121	6	7	13	8	9	17	7	7	14	2,928	3,177	6,105
27香椎東第二	2,450	2,727	5,177	6	5	11	11	7	18	5	3	8	2,438	2,718	5,156
28香住ヶ丘第一	4,574	4,444	9,018	11	20	31	19	16	35	15	13	28	4,559	4,421	8,980
29香住ヶ丘第二	2,386	2,758	5,144	9	3	12	3	4	7	5	7	12	2,379	2,758	5,137
30和白第一	2,399	2,552	4,951	8	10	18	7	8	15	14	9	23	2,398	2,543	4,941
31和白第二	2,800	3,145	5,945	8	9	17	13	14	27	8	7	15	2,787	3,129	5,916
32三苦	3,526	3,811	7,337	14	16	30	6	10	16	8	6	14	3,514	3,791	7,305
33奈多第一	2,338	2,684	5,022	10	8	18	2	6	8	5	13	18	2,331	2,683	5,014
34奈多第二	1,148	1,375	2,523	1	2	3	2	4	6	2	3	5	1,147	1,372	2,519
35美和台第一	2,935	3,350	6,285	9	6	15	8	10	18	4	3	7	2,922	3,337	6,259
36美和台第二	3,138	3,675	6,813	14	21	35	7	12	19	4	7	11	3,121	3,649	6,770
37和白東第一	2,610	2,814	5,424	1	6	7	2	5	7	4	5	9	2,611	2,808	5,419
38和白東第二	2,390	2,599	4,989	9	7	16	4	7	11	6	5	11	2,383	2,590	4,973
39西戸崎第一	1,805	2,033	3,838	9	5	14	4	1	5	7	7	14	1,799	2,034	3,833
40西戸崎第二	594	650	1,244	2	2	4	2	1	3	2	3	5	592	650	1,242
41志賀第一	422	480	902	0	3	3	1	1	2	0	2	2	421	478	899
42志賀第二	71	103	174	0	2	2	0	0	0	0	0	0	71	101	172
43志賀第三	104	112	216	0	2	2	0	0	0	0	0	0	104	110	214
44照葉第一	1,310	1,387	2,697	0	2	2	4	3	7	1	1	2	1,307	1,383	2,690
45照葉第二	3,531	3,922	7,453	7	8	15	14	8	22	26	30	56	3,536	3,936	7,472
46多々良第一	4,878	4,349	9,227	25	15	40	16	14	30	19	16	35	4,856	4,336	9,192
47多々良第二	1,011	1,182	2,193	10	3	13	2	3	5	1	0	1	1,000	1,176	2,176
48八田	2,487	3,123	5,610	7	5	12	8	6	14	8	7	15	2,480	3,119	5,599
49青葉第一	2,500	2,950	5,450	6	3	9	8	6	14	11	11	22	2,497	2,952	5,449
50青葉第二	1,966	2,186	4,152	5	5	10	4	6	10	5	3	8	1,962	2,178	4,140
合計	124,611	135,562	260,173	413	415	828	398	441	839	426	460	886	124,226	135,166	259,392

議案第11号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年5月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

登録を行う日

令和6年6月3日

(根拠条文)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

第二十二條（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

同法施行令第十四条（登録日等の告示）

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

議案第 12 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡 辺 裕 江

閲覧状況 別紙のとおり

（根拠条文）

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 (選挙運動を含む。)	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等」 という。)	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役員又は 構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

東 区

福市東選告示第1号

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりである。

令和6年5月30日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年5月17日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	消費生活に関する 県民意識調査の対 象者抽出	青葉三丁目及び七丁 目、多々良一丁目、土 井一丁目及び二丁 目、名子三丁目、八田 一丁目から三丁目ま で、原田四丁目、舞松 原六丁目、松島一丁 目並びに水谷二丁目 の130人
令和5年5月23日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対 象に実施する世論 調査の対象者抽出	和白第一投票区の 45人
令和5年6月6日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調 査の対象者抽出	東浜一丁目、郷口町、 松田三丁目、筥松新 町、多々良一丁目、八 田一丁目、青葉五丁 目、名子三丁目、若宮 三丁目及び松香台二 丁目の100人
令和5年6月21日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	御島崎一丁目及び二 丁目
令和5年8月8日	一般財団法人 中央調査社 会長 堺 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	社会意識に関する 調査（アジアンパロ メーター調査（日本	原田二丁目の12人 （21歳から80歳ま で）

		調査第6波)) の対象者抽出	
令和5年8月14日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	全国の有権者を対象に実施する時事問題調査(日本の世論2023)の対象者抽出	馬出第一投票区の11人
令和5年8月28日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	若宮二丁目、舞松原二丁目及び三丁目並びに水谷二丁目
令和5年8月29日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	若宮二丁目、舞松原二丁目及び三丁目並びに水谷二丁目
令和5年8月31日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	若宮二丁目、舞松原二丁目及び三丁目並びに水谷二丁目
令和5年9月15日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	舞松原第二投票区、香椎東第二投票区及び奈多第二投票区の36人
令和5年10月2日 令和5年10月10日	特定非営利法人 福岡ジェンダー研究所 理事長 窪田 由紀 福岡市博多区博多駅東三丁目9番3-403号	子ども子育て等に関する県民意識調査の対象者抽出	馬出第一投票区、馬出第二投票区、箱崎第二投票区、箱崎第三投票区、筥松第二投票区、筥松第三投票区、松島第一投票区、名島第一投票区、名島第二投票区、千早投票区、千早西投票区、香陵投票区、城浜投票区、多々良第一投票区、八田投票区、青葉第二投票区、舞松原第二投票区、若宮第二投票区、香椎第一投票区、香椎下原第二投票区、香椎東第二投票区、香

			住ヶ丘第一投票区、 香住ヶ丘第二投票 区、和白第二投票区、 三苦投票区、奈多第 二投票区、美和台第 二投票区、和白東第 一投票区、西戸崎第 一投票区及び照葉第 一投票区の713人
令和6年1月18日	日本維新の会衆議院福岡県第1選挙 区支部 支部長 山本 剛正 福岡市博多区大井二丁目13番23号	政治活動	舞松原一丁目から六 丁目まで、水谷一丁 目から三丁目まで、 若宮二丁目から五丁 目まで、名島一丁目 から五丁目まで及び 松崎一丁目から四丁 目まで
令和6年1月25日	日本維新の会衆議院福岡県第1選挙 区支部 支部長 山本 剛正 福岡市博多区大井二丁目13番23号	政治活動	舞松原一丁目から六 丁目まで、水谷一丁 目から三丁目まで、 若宮二丁目から五丁 目まで、名島一丁目 から五丁目まで及び 松崎一丁目から四丁 目まで
令和6年2月20日	株式会社 サーベイリサーチセンタ ー 広島事務所 所長 原田 一臣 広島市中区立町2番29号	令和5年度肝炎検 査受検状況実態把 握事業に伴う対象 者の抽出	高美台二丁目の105 人(20歳から85歳 まで)

福市東選告示第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)はなかった。

令和6年5月30日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

議案第 13 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

閲覧状況 在外選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)はなかった。

(根拠条文)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第三十条の十二（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

- 2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 (選挙運動を含む。)	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等 という。)	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役職員又 は構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者